



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B15巻一 資産運用及び管理業務

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B15 卷一資産運用及び管理業務

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B15 卷一資産運用及び管理業務

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

資産運用及び管理業務

産業に関する記述

「資産運用及び管理業務」産業には、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えに投資ポートフォリオを運用する企業が含まれる。この産業に属する企業はまた、ウェルス・マネジメント、プライベート・バンキング、ファイナンシャル・プランニング並びに投資顧問及び個人向けの証券の売買の仲介のサービスを提供する。投資のポートフォリオ及び戦略は複数の資産のクラスに分散化することがあり、これらには株式、債券及びヘッジ・ファンド投資が含まれるが、これらに限定されない。一部の企業はベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ投資に従事している。この産業は、個々の個人の投資家から大規模な機関的なアセット・オーナーまでのさまざまな顧客が特定された投資目標を達成することを支援する上で不可欠なサービスを提供する。この産業に属する企業には、幅広い投資可能な商品、戦略及び資産のクラスを有する大規模な多国籍の資産運用企業から、非常に具体的な市場のニッチにサービスを提供する小規模なブティック企業までが含まれる。大規模な企業が通常、サービスについて請求する運用報酬及び優れた投資パフォーマンスを生む潜在能力について競争するのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、個々の顧客の分散化のニーズを満たすために製品及びサービスを提供する能力について競争する。2008年の金融危機とその後の規制上の展開は、顧客に公平なアドバイスを提供し、企業、ポートフォリオ、及び経済全体の各レベルでリスクを管理することについて、この産業の社会的な影響（**impact**）を強調した。また、この産業全体の資本の分配に与える影響（**impact**）は、投資の意思決定及び運用においてサステナビリティの要因を統合する責任を生じさせる。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
投資管理及びアドバイザー業務における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	(1)環境、社会及びガバナンス (ESG) 課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する資産クラス別の資産管理額	定量	報告通貨	FN-AC-410a.1
	投資又はウェルス・マネジメント (又はこの両方) のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	FN-AC-410a.2
	議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法についての記述	説明及び分析	該当なし	FN-AC-410a.3
移行リスクへのエクスポージャー	<u>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含まれる運用資産残高 (AUM) 総額の割合</u>	定量	<u>パーセンテージ (%)</u>	<u>FN-AC-1</u>
	<u>(1) 絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出並びに (2) 関連する AUM 総額 (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</u>	定量	<u>CO₂ 換算メートルトン (t)、表示通貨</u>	<u>FN-AC-2</u>
	<u>(1) (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出ごとの総排出原単位 (gross emissions intensity) 並びに(2) 関連する AUM 総額 (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</u>	定量	<u>経済的アウトプット単位当たりの CO₂ 換算メートルトン (t)、表示通貨</u>	<u>FN-AC-3</u>
	<u>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述</u>	説明及び分析	該当なし	<u>FN-AC-4</u>

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
(1) 登録資産の合計と(2)未登録資産の合計の運用資産残高 (AUM) 総額 ¹⁹	定量	表示通貨	FN-AC-000.A
管理及び監督下の総資産	定量	表示通貨	FN-AC-000.B

¹⁹ ~~FN-AC-000.Aに関する注記 - 登録 AUM には、1974 年の従業員退職所得保障法 (ERISA) の下で管理される投資信託など、1940 年の投資会社法 (1940 年法) の規制の対象となるもの、譲渡可能証券への集団投資事業 (UCITS) 指令の対象であるもの、または商品先物取引委員会 (CFTC) の商品ファンド運営者 (CPO) 規制の下で管理されるものが含まれる。未登録 AUM は、登録 AUM の定義に該当しないものである。~~

投資管理及びアドバイザー業務における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み

トピックサマリー

「資産運用及び管理業務」企業は、顧客に対する受託者責任を有している。したがって、これらの企業は、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を含む、全ての重要性がある（material）情報を検討し、分析することを投資の意思決定に組み込む必要がある。ESG の組み込みプロセスには、評価、モデリング、ポートフォリオ構築、議決権行使及び投資先とのエンゲージメントにおいて、ESG 要因を考慮することが含まれ、その結果、アセットマネージャー及びウェルスマネージャーによる投資の意思決定が行われる。非財務資本の管理及び利用が市場価値にこれまで以上に寄与しているため、投資先の分析に ESG 要因を組み込むことは、さらに関連性のあるものとなっている。企業が一定の ESG 要因を管理することは、会計上の利益のみならず、マーケットからのリターンにも重要性がある（materially）影響を及ぼす（impact）ことが調査により判明している。したがって、サステナビリティ課題に関する投資先とのエンゲージメントと同様に、投資先の ESG パフォーマンスについての深い理解、並びに評価及びモデリングにおける ESG 要因の統合によって、資産運用企業は優れたリターンを獲得することができる。一方、これらのリスク及び機会を投資管理において考慮していない資産運用及び管理業務企業は、ポートフォリオの投資収益率が低下し、パフォーマンス報酬が低下する可能性がある。長期的には、運用資産残高（AUM）が流出し、市場シェアが失われ、管理手数料が低下する可能性がある。

指標

FN-AC-410a.1. (1)環境、社会及びガバナンス（ESG）課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する資産クラス別の資産管理額

- 1 企業は、(1)環境、社会及びガバナンス（ESG）課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する管理下の資産（AUM）の額を開示しなければならない。
 - 1.1 AUM は、顧客の名において金融機関が管理している資産の市場価値の総額 1940 年の Investment Advisers Act（投資顧問法）のセクション 203A のセクション 203A に従って、「アドバイザーが継続的かつ定期的な監督または管理サービスを提供する証券ポートフォリオ」として幅広く定義し、企業の表示通貨で表さなければならない。
 - 1.2 ESG 課題の統合は、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018 年版と整合し、重要性がある（material）ESG 要因を、投資分析及び投資決定に体系的かつ明示的に含めることと定義する。
 - 1.3 サステナビリティをテーマにした投資は、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018 年版と整合し、サステナビリティに特に関連するテーマ又は資産（例えば、クリーン・エネルギー、グリーン・テクノロジー又はサステナブルな農業）への投資と定義する。

- 1.4 スクリーニングは、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版によって定義し、(a)ネガティブ（排他的）、(b)ポジティブ（ベスト・イン・クラス）及び(c)規範に基づくものを含む。
- 1.5 開示の範囲には、パッシブ及びアクティブ戦略の両方を含める。
- 2 企業は、開示を以下の資産クラスごとに分類しなければならない：(a)株式、(b)債券、(c)現金同等物又は金融市場商品及び(d)その他（例えば、不動産及びコモディティ）。
- 3 企業は、複数の ESG 統合戦略（例えば、スクリーニング及び統合）を利用して管理される AUM の額を識別し開示しなければならない。

FN-AC-410a.2. 投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述

- 1 企業は、投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチを記述しなければならない。
 - 1.1 ESG 要因の組込みの定義は、Global Sustainable Investment Alliance（GSIA）の定義と整合し、投資の意思決定プロセスにおける ESG 情報の利用を含める。
 - 1.2 ESG 要因又は課題の例は、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版のセクション「ESG issues（ESG の課題）」に提供されている。
 - 1.3 ESG 要因の組込みには、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版と整合した以下のアプローチを含める。
 - 1.3.1 スクリーニング（これには、(a)ネガティブ（排他的）、(b)ポジティブ（ベスト・イン・クラス）及び(c)規範に基づくものを含む）
 - 1.3.2 サステナビリティをテーマにした投資（サステナビリティに具体的に関連するテーマ又は資産への投資として定義される（例えば、クリーン・エネルギー、グリーン・テクノロジー又はサステナブルな農業））
 - 1.3.3 ESG の統合（重要性がある（material）ESG 要因を投資分析及び投資意思決定に体系的かつ明示的に含めることと定義する）
 - 1.3.4 上記の組み合わせ
- 2 企業は、投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に ESG 要因を組み込むためのアプローチを決定するポリシーを記述しなければならない。
- 3 開示の範囲は、企業の議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法を除外しなければならない。これは、指標 FN-AC-410a.3「議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法についての記述」に含まれる。
- 4 企業は、ESG 要因の組込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述しなければならない。
 - 4.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 4.1.1 通常業務の中で ESG 要因の組込みを担当する当事者
 - 4.1.2 関与した従業員の役割及び責任
 - 4.1.3 ESG 関連調査を実施するためのアプローチ

- 4.1.4 投資戦略に ESG 要因を組み込むためのアプローチ
- 5 企業は、ESG 要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。
- 5.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
- 5.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方）
- 5.1.2 関与した従業員の役割及び責任
- 5.1.3 ESG 組み込みの品質を評価する際に使用される規準
- 6 企業は、ポートフォリオレベルで、将来の ESG 動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明しなければならない。
- 6.1 ESG 動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティリスクを含むが、これらに限定されない。
- 6.2 企業は、シナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実行するポートフォリオ又は戦略のタイプを記述しなければならない。
- 6.2.1 企業は、個々のポートフォリオ又は戦略（又はこの両方）レベルでこれらの開示を提供する必要はない。
- 7 企業は、セクター又は産業固有とみなす ESG 動向と同様に、セクター及び産業への影響（*impact*）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなす ESG 動向について説明しなければならない。
- 8 企業は、戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はこの両方）に ESG 要因を組み込んでいるかどうかを記述しなければならない。
- 8.1 企業は、戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はこの両方）に ESG 要因を組み込んだポートフォリオ又は戦略（又はこの両方）を記述しなければならない。
- 8.1.1 企業は、個々のポートフォリオ又は戦略（又はこの両方）レベルでこれらの開示を提供する必要はない。
- 9 企業は、ESG 要因がどのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（*influence*）を記述しなければならない。
- 9.1 投資の時間軸
- 9.2 投資のリスク及びリターンプロファイル
- 9.3 経済状況、中央銀行の政策、産業の動向及び地政学的リスク等の伝統的なファンダメンタル要因
- 10 関連性がある場合、企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（*fiduciary manager*）の選択において、ESG 要因を組み込むアプローチについて説明しなければならない。
- 10.1 企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（*fiduciary manager*）による ESG 要因の組み込みの質を評価するために、企業が実施している監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
- 10.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方）

10.1.2 関与した従業員の役割及び責任

10.1.3 ESG 組込みの品質を評価する際に使用される規準

- 11 開示の範囲には、戦略及び資産クラスに関係なく、企業が意思決定権を維持する投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のサービスを含めなければならない。
- 12 開示の範囲は、投資の意思決定権が顧客に残っている場合の投資又はアドバイザー（又はこの両方）のサービスを除外しなければならない。
- 13 関連性がある場合、投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）の活動への ESG 要因の組込みに対する企業のアプローチの説明は、資産クラス又は採用された方式ごとに区分されなければならない。
 - 13.1 説明には、以下に挙げる ESG 要因の組込みに対する企業のアプローチの違いを含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 13.1.1 上場株式、債券、非上場株式又はオルタナティブ資産クラス
 - 13.1.2 パッシブ対アクティブ投資戦略
 - 13.1.3 投資のファンダメンタル、クオンツ及びテクニカル分析

FN-AC-410a.3. 議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法についての記述

- 1 企業は、議決権行使に対するアプローチを記述しなければならない。これには、議決権行使の決定を行うためのプロセスを含むが、これに限定されない。議決権行使の決定を行うためのプロセスには、重要性（materiality）を定義するためのアプローチを含める。
 - 1.1 説明には、PRI 報告フレームワークの「Direct – Listed Equity Active Ownership」で強調されている要素を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 1.1.1 企業の投票活動の範囲
 - 1.1.2 企業の投票活動の目的
 - 1.1.3 企業の投票アプローチが市場においてどのように異なるか
 - 1.1.4 企業が特定の市場又は特定の課題について経営陣に有利な投票のデフォルトの地位を有しているか
 - 1.1.5 地域の規制又はその他の要件が、企業の投票アプローチに影響を与えるか（influence）、及びどのような影響を与える（influence）か
 - 1.1.6 企業が代理投票するか、若しくは年次総会（AGM）に出席して直接投票するか（又はこの両方の組み合わせ）
 - 1.2 企業は、重要性（materiality）を定義するためのアプローチを含む、提案へのサポートを決定するためのアプローチを記述しなければならない。
 - 1.2.1 開示の範囲には、環境及び社会（ES）課題に対処する提案を含める。
 - 1.3 企業は、議決権行使ポリシーを公共向けと同様に顧客に伝える方法を記述しなければならない。
 - 1.3.1 企業は、正式な議決権行使ポリシーへのリンク（link）を提供する場合もある。

- 2 企業は、議決権行使の決定を行うプロセスを記述しなければならない。
 - 2.1 説明には、PRI 報告フレームワークの「Direct – Listed Equity Active Ownership」で強調されている以下の要素を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 2.1.1 内部調査チーム又は第三者サービスプロバイダー（又はこの両方）の使用
 - 2.1.2 サービスプロバイダーの推奨事項をレビュー及びモニタリングするプロセス
- 3 企業は、経営陣の提案に対して賛成又は反対して投票した根拠を含め、投票の決定を企業の経営陣に伝えるためのアプローチを記述しなければならない。
- 4 企業は、ES 課題に関するエンゲージメントに対するアプローチを記述しなければならない。
 - 4.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 4.1.1 エンゲージメント活動を実施するための企業の目的
 - 4.1.2 ES 課題に関する企業のエンゲージメントが概ね積極的で、ES 課題が防止的な観点から適切に管理されていることを確保しているか、又は既に発生した可能性のある ES 課題に対して問題が発生してから対応している (reactive) か
 - 4.1.3 企業が ES 課題に関する企業とのエンゲージメントに求める結果（例えば、企業実務への影響 (influencing)、ES 開示の質の向上）
 - 4.1.4 エンゲージメントを実行する企業のスタッフ（例えば、専門の社内エンゲージメントチーム、ファンドマネージャー又は株式若しくは債券アナリスト、より上級レベルの役割）
 - 4.1.5 企業がエンゲージメントをしようとするポートフォリオ企業における個人の役割（例えば、取締役、取締役会議長、CEO、企業秘書、IR 担当マネージャー）
 - 4.2 企業は、エンゲージメントポリシーを公共向けと同様に顧客に伝える方法を記述しなければならない。
 - 4.2.1 企業は、正式なエンゲージメントポリシーへのリンク (link) を提供する場合がある。
 - 4.3 開示の範囲には、企業が ES 課題に関してエンゲージメントを実施しているすべての資産クラス、ポートフォリオ又は戦略（又はこれらの複数のもの）を含める。
- 5 企業は、議決権行使及びエンゲージメント活動の結果がどのように投資決定プロセスに情報をもたらすかを記述しなければならない。
 - 5.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 5.1.1 企業が投資決定者に提供する情報を決定する方法
 - 5.1.2 企業が投資の意思決定のために提供した情報がどのように利用されているのかをモニタリングする方法
- 6 企業は、企業との対話が失敗した場合における、エンゲージメントに関するエスカレーションプロセスを記述しなければならない。

- 6.1 エスカレーションプロセスには、International Corporate Governance Network (ICGN) のグローバル・スチュワードシップ原則で強調されている戦略を含むが、これらに限定されない。
 - 6.1.1 企業の代表者又は非執行取締役に対する懸念を、直接又は株主総会で表明すること
 - 6.1.2 企業の懸念を他の投資家と共同で表明すること
 - 6.1.3 パブリック・ステートメントを公表すること
 - 6.1.4 株主決議の提出
 - 6.1.5 総会で話をする事
 - 6.1.6 必要に応じて取締役会に選任するための候補者を1名以上指名し、株主総会を開催すること
 - 6.1.7 法的救済又は仲裁を通じてガバナンスの改善又は損害賠償（又はこの両方）を求めること
 - 6.1.8 投資を処分する、又は処分すると通告すること
- 7 企業は、ES エンゲージメント戦略が企業の全体的なエンゲージメント戦略にどのように組み込まれているか記述しなければならない。
- 8 企業は、以下のような議決権行使及びエンゲージメント活動に関連する追加の定量的測定値を開示する場合もある。
 - 8.1 エンゲージメントの件数、うち対面の割合
 - 8.2 議決権行使及びエンゲージメント活動に関与したスタッフの数

移行リスクへのエクスポージャー

トピックサマリー

資産運用及び管理業務に携わる企業は、自社の顧客に対する受託責任を有しているため、投資決定において、すべての重要性がある (material) 情報を考慮する。移行リスク及び機会は、例えば、ポリシーの変更、規制の新設又は技術イノベーションから生じるが、これらはより一般的となり、これまで以上に投資の意思決定に組み込まれるようになっている。これらのリスク及び機会を識別及び評価するコアとなる構成要素は、投資ポートフォリオの温室効果ガス (GHG) 排出を測定する能力であり、この概念は通常「ファイナンスに係る排出 (financed emissions)」と呼ばれる。このリスクの管理ができない場合、アセットマネージャーの投資ポートフォリオのリターンが低下し、パフォーマンス報酬が低下する可能性がある。長期的には、このリスクの不適切な管理は、運用資産残高 (AUM) の流出を引き起こし、市場シェアの喪失及び収益 (revenue) の減少をもたらす可能性がある。一方、このリスクの効果的な管理によって、投資機会が生じ、パフォーマンスの改善及び AUM の増加に伴う手数料の増加につながり、市場シェアの強化をもたらす場合もある。

指標

FN-AC-1. ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含まれる運用資産残高 (AUM) 総額の割合

- 1 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含まれる AUM の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 AUM は、顧客の名において金融機関が管理する資産の市場価値の総額と幅広く定義し、企業の表示通貨で表さなければならない。
 - 1.2 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含まれる AUM について、AUM 総額で除して、割合を計算しなければならない。
 - 1.2.1 100%未満の場合は、企業は除外した理由について説明する (資産のタイプ及び企業の表示通貨で表された関連する AUM の金額を含む) 。

FN-AC-2. (1) 絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出並びに(2) 関連する AUM 総額 (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))

- 1 企業は、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の絶対総量 (absolute gross) を開示しなければならない。
 - 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、第三者の名において企業が
行う投資に起因する投資先の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、
GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準に基づき、
スコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類される。
 - 1.2 絶対総排出量 (absolute gross emissions) は、CO₂ 換算のメートルトン単位
(すなわち、mt CO₂-e)で表される、スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3
排出の総量 (total quantity) と定義する。
 - 1.3 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジット
を考慮する前の、大気中に排出される GHG である。
 - 1.4 スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び
持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室
効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年
3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算
しなければならない。
- 2 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) 開示に含まれる AUM 総額を
開示しなければならない。
 - 2.1 AUM は、顧客の名において金融機関が管理する資産の市場価値の総額と幅広く
定義し、企業の表示通貨で表さなければならない。

FN-AC-3. (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出ごとの総
排出原単位 (gross emissions intensity) 並びに(2) 関連する AUM 総額 (すなわち、
ファイナンスに係る排出 (financed emissions))

- 1 企業は、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに
係る排出 (financed emissions) の総排出原単位 (gross emissions intensity) を開示
しなければならない。
 - 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、第三者の名において企業が
行う投資に起因する投資先の総 GHG 排出 (gross GHG emissions) に係る部分

を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリ-15 (投資) に分類される。

1.2 排出原単位は、経済活動単位ごとのスコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出と定義する (例えば、売上百万米ドル当たりの CO₂ 換算メートルトン、AUM 百万米ドル当たりの CO₂ 換算メートルトン)。

1.3 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。

1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。

FN-AC-4. ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述

1 企業は、AUM 総額のファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法を記述しなければならない。

1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、第三者の名において企業が行う投資に起因する投資先の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリ-15 (投資) に分類される。

1.1.1 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。

1.2 記述には、投資の規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた配分方法を含めなければならない。

1.3 記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含めなければならない。

1.4 企業は、可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示しなければならない。

1.5 企業は、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述しなければならない。

1.6 企業が、投資先又は相手方の GHG 排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べなければならない (例えば、忠実な測定を設定できない等)。